

議事の公開について（案）

本検討会の議事の公開については、以下によるものとする。

- 1．議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。また、議事要旨については、原則として会議の翌々日（休日を除く）までに作成し、公開する。
- 2．配付資料は、原則として公開する。
- 3．傍聴については、検討会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
- 4．検討会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- 5．個別の事情に応じて、会議及び資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。